

# 一般社団法人 日本臨床神経生理学会 会員に関する細則

## (総則)

第1条 この細則は、一般社団法人日本臨床神経生理学会(以下、「当法人」という)の定款第43条に従い、定款第8条から同第11条で定める会員規定、及びその他関連する補足事項を定める。

## (学生会員の資格)

第2条 定款第8条第2項に定める学生会員は、本学会関連領域の学部に所属する大学生及び大学院生(留学生を含む)とする。

2.学生会員は学生身分を証明する在学証明書を提出した場合のみ認める。

## (正会員、学生会員間の会員種別の変更)

第3条 学生会員から正会員、または正会員から学生会員への会員種別の移行を希望する場合は、事務局へ届けることとする。

## (休会と復帰)

第4条 本会の会員は海外留学、またはその他の理由で、本会の会員としての義務を遂行できない場合には、休会を申請することができる。

2.休会期間の会費は免除とする。ただし、その期間は当法人会員としての資格及び権利は停止するものとする。

3.休会を申請する会員は、必要事項を文書に記載して速やかに学会事務局宛てに届け出なければならない。

4.休会した会員が復帰する場合は、復帰願いを提出するものとする。

5.休会期間は、休会の申請を学会事務局が受理した日から、3年までとする。

6.休会期間が3年を超えたものは退会したものとみなす。但し、正当な理由がある場合には復帰を申請できるものとする。

## (会員の権利)

第5条 定款第8条に定める会員の権利を次のとおり定める。

### (1) 名誉会員

① 本学会が刊行する機関誌及び図書等の優先的配布を受けることができる。

② 当学会ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。

③ 当学会が主催する学術集会及びその他の事業に参加でき、かつ研究成果を学術発表することができる。

④ 名誉会員は会費を納めることを要しない。

### (2) 正会員

- ① 本学会が刊行する機関誌及び図書等の優先的配布を受けることができる。  
ただし、前年度会費滞納の間はこれを停止する。
- ② 当学会ホームページの会員専用ページ公告欄を閲覧することができる。
- ③ 当学会が主催する学術集会及びその他の事業に参加でき、かつ研究成果を学術発表することができる。
- ④ 正会員は代議員を選出する権利を有する。

### (3) 学生会員

代議員の選挙権と被選挙権を有しないが、他は正会員と同じとする。

### (4) 賛助会員

当学会のホームページ <http://jscn.umin.ac.jp> に企業名を入れることができる。

#### (会員の義務)

第6条 会員は、社員総会の議決を遵守し、当学会の定款及び規則等に定められているところの義務を負う。

2.住所、氏名、所属機関、所属支部、郵送先に変更がある場合には、文書により当学会事務局へ速やかに届け出なければならない。

3.会費未納者および休会者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員及び委員会委員となる資格を停止する。

#### (会費)

第7条 附則に規定する会員の年会費に関する事項を次のとおり以下に定める。

##### (1) 個人会員

正会員 年会費 12,000円

学生会員 年会費 6,000円

##### (2) 賛助会員

団 体 年会費 一口50,000円以上

2.前項の会費は、会計年度の開始する10月1日の会員種別に従って規定するものとし、別に定める期日までに、指定する方法で全額を納入するものとする。但し、新規会員については、入会時に納入するものとする。

3.会員が、各事業年度の10月1日現在で3年を超えて年会費を滞納したときは、理事会の承認を経たうえ、退会したものとみなす。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めがなく、運営上必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(細則の変更)

第9条 この細則の変更は、理事会の議を経て、社員総会の承認を要する。

(附 則)

1.この細則は、2013年11月6日より施行する。

平成29年11月28日改訂(第5条、第6条、第7条)